

# ○火薬類取締法等に基づく事務の取扱いに関する訓令

平成 14 年 3 月 22 日

警察本部訓令第 6 号

改正 平成 15 年 4 月 14 日本部訓令第 11 号、平成 16 年 6 月 30 日本部訓令第 12 号、平成 17 年 11 月 17 日本部訓令第 16 号、平成 19 年 4 月 25 日本部訓令第 16 号、平成 26 年 3 月 25 日本部訓令第 10 号、平成 27 年 3 月 20 日本部訓令第 4 号、平成 28 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号、平成 30 年 10 月 30 日本部訓令第 15 号、令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号、令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号

火薬類取締法等に基づく事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。

火薬類取締法等に基づく事務の取扱いに関する訓令

火薬類取締法に基づく事務の取扱いに関する訓令(昭和 43 年香川県警察本部訓令第 2 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号。以下「法」という。)、火薬類取締法施行令(昭和 25 年政令第 323 号。以下「令」という。)、火薬類の運搬に関する内閣府令(昭和 35 年総理府令第 65 号。以下「運搬府令」という。)、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令(昭和 41 年総理府令第 46 号。以下「府令」という。)、火薬類取締法施行細則(平成 12 年香川県公安委員会規則第 16 号。以下「細則」という。)その他の法令等の規定に基づく事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の取扱い)

第 2 条 警察署長は、法、令、運搬府令、府令及び細則の規定に基づく申請書、届出書等(以下「申請書等」という。)の提出を受けたときは、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 7 条又は第 37 条の規定により、申請書等が法令に定められた形式上の要件に適合しているかどうかを審査し、又は確認し、適合していないものについては、補正を求める等適切な措置をとらなければならない。

2 警察署長は、申請書等の提出を受けたときは、別記様式第 1 号の受付簿に必要な事項を記録してその処理結果を明らかにし、当該申請書等を香川県警察の文書管理に関する訓令(平成 14 年香川県警察本部訓令第 3 号。以下「文書管理訓令」という。)第 2 条第 2 号に規定する簿冊(以下「簿冊」という。)別に、暦年による受付順又は処理順に編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。

3 前項の申請書等その他の関係書類は、別表 1 に定める順序により編さんするものとする。

(公安委員会が交付する文書の取扱い)

第 3 条 香川県警察本部生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)は、香川県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が発する文書のうち、細則第 12 条

の立入証については、所属における累年の一連番号を付し、香川県公安委員会公印規則（平成12年香川県公安委員会規則第23号。以下「公印規則」という。）第2条第1項に掲げる公安委員会の公印を押し、交付しなければならない。

- 2 警察署長は、公安委員会が発する文書のうち、別に定めるところにより専決するものについては警察署の記号（文書管理訓令第15条の4第1項第4号に規定する文書の記号をいう。以下同じ。）を付した警察署における暦年の一連番号を付し、公印規則第2条第2項の表2の項に掲げる公安委員会の公印（以下「専決公印」という。）を押し、記載事項の変更による書換えを行うもの等追加訂正するものについては変更箇所公印規則第2条第2項の表6の項に掲げる公安委員会の公印（以下「確認公印」という。）を押し、交付しなければならない。

（譲渡許可申請）

第4条 警察署長は、府令第2条の猟銃用火薬類等譲渡許可申請書の提出を受けた場合において、別記様式第2号の猟銃用火薬類等の許可審査表（以下「審査表」という。）により審査し、公安委員会が定める審査基準（以下「審査基準」という。）に適合すると認めるときは、府令第5条第1項の猟銃用火薬類等譲渡許可証（以下「譲渡許可証」という。）を交付するものとする。この場合において、当該申請書の余白に交付年月日及び「許可」の字句を朱書するものとする。

（譲受許可申請）

第5条 警察署長は、府令第3条第1項の猟銃用火薬類等譲受許可申請書の提出を受けた場合において、審査表により審査し、審査基準に適合すると認めるときは、府令第5条第1項の猟銃用火薬類等譲受許可証（以下「譲受許可証」という。）を交付するものとする。この場合において、申請人が火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第15条第1項の表(5)に掲げる知事が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者であり、かつ、譲受の許可の数量が同表の(5)に掲げる数量を超えるときは、当該譲受許可証の欄外余白に、1回の譲受の数量に係る許可の条件を朱書し、確認公印を押し、交付するものとする。

- 2 前条後段の規定は、前項の譲受許可証を交付した場合について準用する。

（譲渡許可証又は譲受許可証の書換え）

第6条 譲渡許可証又は譲受許可証を交付した警察署長は、府令第6条の猟銃用火薬類等譲渡（受）許可証書換申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該申請に係る譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項を訂正して当該譲渡許可証又は譲受許可証を書き換えるものとする。この場合において、当該譲渡許可証又は譲受許可証の欄外余白に書換年月日及び「書換え」の字句を朱書し、確認公印を押し、交付するものとする。

（譲渡許可証又は譲受許可証の再交付）

第7条 譲渡許可証又は譲受許可証を交付した警察署長は、府令第7条第1項の猟銃用火薬類等譲渡（受）許可証再交付申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、新たな譲渡許可証又は譲受許可証を作成して交付するものと

する。この場合において、新たに交付する譲渡許可証又は譲受許可証の数量を示す欄には、喪失し、汚損し、又は盗取された譲渡許可証又は譲受許可証の数量を示す欄に記載された数量から、既に譲り渡し、又は譲り受けた数量を差し引いた数量を記載するとともに、新たに交付する譲渡許可証又は譲受許可証の欄外余白に再交付年月日及び「再交付」の字句を朱書し、確認公印を押すものとする。

(譲渡許可証等の継続記載欄の追加の割印)

第8条 細則第4条の公安委員会の印は、確認公印とする。

(輸入許可申請)

第9条 警察署長は、府令第9条第1項の猟銃用火薬類等輸入許可申請書（以下この条において「申請書」という。）の提出を受けたときは、別表2に掲げる事項について審査の上、別記様式第3号の猟銃用火薬類等輸入許可上申書に当該申請書及び関係書類を添えて生活安全企画課長を経由して香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に上申しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による上申を受けた場合において、審査基準に適合すると認めるときは、警察本部長の決定により、許可の決定の通知書類を作成の上、上申に係る警察署長に送付しなければならない。

3 警察署長は、生活安全企画課長から前項の規定による許可の決定の通知書類の送付を受けたときは、提出を受けた申請書2通のうち、1通は欄外上部余白に細則第5条に規定する記載を行い、許可番号欄に警察署の記号を付した警察署における暦年の一連番号を付した上、専決公印を押して、これを輸入許可書として交付し、他の1通は欄外余白に交付年月日及び「許可」の字句を朱書して当該申請書を編さんし、保存するものとする。

4 輸入許可書を交付した警察署長は、府令第9条第4項の猟銃用火薬類等輸入許可書記載事項変更届の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該届出に係る輸入許可書の記載事項を訂正するとともに、当該輸入許可書の欄外余白に書換年月日及び「書換え」の字句を朱書し、確認公印を押すものとする。

(消費許可申請)

第10条 警察署長は、府令第11条第1項の猟銃用火薬類等消費許可申請書（以下この条において「申請書」という。）の提出を受けた場合において、審査表により審査し、審査基準に適合すると認めるときは、提出を受けた申請書2通のうち、1通は欄外上部余白に細則第6条において準用する細則第5条に規定する記載を行い、許可番号欄に警察署の記号を付した警察署における暦年の一連番号を付した上、専決公印を押して、これを消費許可書として交付し、他の1通は欄外余白に交付年月日及び「許可」の字句を朱書して当該申請書を編さんし、保存するものとする。

2 前条第4項の規定は、消費許可書の記載事項を変更した場合について準用する。

(疑義が生じた場合の措置)

第11条 警察署長は、法第17条第1項に規定する猟銃用火薬類等の譲渡若しくは譲受の許可又は法第25条第1項に規定する猟銃用火薬類等の消費の許可について、審査表によ

り審査した結果、疑義が生じたときは、別記様式第4号の猟銃用火薬類等譲渡・譲受・消費許可上申書に許可に係る申請書及び関係書類を添えて生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申するものとする。

(許可の取消し)

第12条 警察署長は、法第17条第1項に規定する猟銃用火薬類等の譲渡若しくは譲受の許可について法第17条第3項の規定に該当し、又は法第25条第1項に規定する猟銃用火薬類等の消費の許可について法第25条第3項の規定に該当し、公安委員会が定める処分基準（以下「処分基準」という。）に適合すると認めるときは、書面により生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

(許可証の返納)

第13条 警察署長は、令第2条の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の返納を受けたときは、当該譲渡許可証又は譲受許可証に係る簿冊に編さんし、保存するものとする。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第8条の猟銃・空気銃所持許可証の末尾の譲受許可証であるときは、これを抹消するものとする。

2 前項後段の規定による抹消は、許可証に斜線を朱書し当該斜線の上に確認公印を押して行うものとする。

(猟銃用火薬類無許可譲受票の取扱い)

第14条 警察署長は、管轄区域内に居住する猟銃・空気銃所持許可証の交付を受けている者から、猟銃用火薬類無許可譲受票の交付の申出があった場合において、申出者が次の各号のいずれにも該当するときは、当該猟銃・空気銃所持許可証の末尾の猟銃用火薬類無許可譲受票に所定事項を記載し、香川県警察公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）第2条第1項の表に掲げる警察署長印を押してこれを交付するものとする。

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の許可を受けて猟銃を所持している者であること。

(2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第7項の許可証若しくは同法第60条の狩猟者登録証（同法第39条第2項の第一種銃猟免許に係るものに限る。）の交付を受けた者又は同法第9条第8項に規定する従事者であること。

(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可又は同法第55条第1項の登録の有効期間内において、既に当該許可又は登録に係る猟銃用火薬類無許可譲受票の交付を受けた者でないこと。

2 前項の猟銃用火薬類無許可譲受票を交付したときは、別記様式第5号の猟銃用火薬類無許可譲受票交付台帳に必要な事項を記載しておくものとする。

(運搬の届出)

第15条 火薬類の運搬に係る出発地を管轄する警察署長（以下「出発地警察署長」という。）は、運搬府令第2条第1項の火薬類運搬届（以下「運搬届」という。）の提出を受けた場合において、別表3に掲げる事項について審査し、適当であると認めるときは、運搬府令

第3条の火薬類運搬証明書（以下「運搬証明書」という。）を交付するものとする。この場合において、当該運搬届の余白に交付年月日、運搬証明書の番号及び「交付」の字句を朱書するものとする。

（運搬の通知）

第16条 細則第9条の規定による関係都道府県公安委員会への火薬類の運搬の通知は、出発地警察署長が生活安全企画課長を経由して行うものとする。

2 生活安全企画課長は、前項に規定する通知を行った関係都道府県公安委員会から当該公安委員会の管轄区域内の交通事情等に基づき当該火薬類の運搬について意見の通知を受けたときは、速やかにその旨を出発地警察署長に電話で通知するものとする。

3 出発地警察署長は、火薬類の運搬に係る火薬類の通路、積替え場所又は到達地（以下「通路等」という。）が県内の他の警察署の管轄区域に属するときは、当該通路等を管轄する警察署長に対して電話で通知するものとする。この場合において、その通知は、原則として1トン以上の数量を運搬する場合に行うものとする。

4 前項の規定による通知を受けた警察署長は、管内の当該通路等における交通事情等に基づき当該火薬類の運搬について意見があるときは、速やかにその旨を出発地警察署長に電話で通知するものとする。

（運搬の指示）

第17条 出発地警察署長は、運搬届の提出を受けた場合において、法第19条第2項の規定により、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため、指示をする必要があると認めるときは、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

（他の都道府県公安委員会からの運搬の通知）

第18条 生活安全企画課長は、令第4条の規定により他の都道府県公安委員会から火薬類の運搬の通知を受けたときは、当該運搬に係る火薬類の通路等を管轄する警察署長に対して電話で通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた警察署長は、管内の当該通路等における交通事情等に基づき当該火薬類の運搬について意見があるときは、速やかにその旨を生活安全企画課長に電話で報告するものとする。

（運搬証明書の記載事項の変更）

第19条 出発地警察署長は、運搬府令第4条の火薬類運搬証明書記載事項変更届の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該届出に係る運搬証明書の記載事項を訂正して当該運搬証明書を書き換えるものとする。この場合において、当該運搬証明書の欄外余白に書換年月日及び「書換え」の字句を朱書し、確認公印を押すものとする。

2 前項の場合において、現に火薬類を運搬している場合は、県内の最寄りの警察署長に書換えを依頼して運搬証明書を書き換えるものとする。

3 第1項の場合において、関係都道府県公安委員会又は火薬類の運搬に係る火薬類の通路等を管轄する警察署長に変更の通知をする必要があると認めるときは、第16条の規定

に準じて通知を行うものとする。

(運搬証明書の再交付)

第 20 条 出発地警察署長は、運搬府令第 5 条の火薬類運搬証明書再交付申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、新たな運搬証明書を作成して交付するものとする。この場合において、新たに交付する運搬証明書の番号及び交付年月日は、喪失し、汚損し、又は盗取された運搬証明書と同一の番号及び交付年月日とし、欄外余白に交付年月日及び「再交付」の字句を朱書し、確認公印を押すものとする。

2 前項の場合において、現に火薬類を運搬している場合は、県内の最寄りの警察署長に再交付を依頼して運搬証明書を新たに交付するものとする。

(他の都道府県公安委員会が交付した運搬証明書の喪失等の連絡)

第 21 条 細則第 11 条の規定による運搬証明書を交付した都道府県公安委員会への連絡は、生活安全企画課長を経由して行うものとする。

(運搬証明書の返納)

第 22 条 警察署長は、令第 3 条の規定による運搬証明書の返納を受けたときは、所定の事項を記載した上、編さんし、保存するものとする。ただし、返納された運搬証明書が県内の他の警察署長が交付したものであるときは、所定の事項を記載した上、交付に係る警察署長に送付するものとする。

(危険時の届出に対する措置)

第 23 条 警察署長は、法第 39 条第 2 項の規定による火薬庫又は火薬類の危険な状態等についての届出を受けたとき、又は警察官からその旨の報告を受けたときは、応急の措置を講ずるとともに、その状況を、直ちに警察本部長に報告しなければならない。

(緊急措置等)

第 24 条 法第 45 条の規定により猟銃用火薬類等の消費に関し緊急の措置をする必要があると認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 現に消費し、又は消費しようとしている猟銃用火薬類等が、犯罪等に悪用されることが判明したとき。
- (2) 現に消費し、又は消費しようとしている猟銃用火薬類等の消費地等に災害、暴動等の事態が発生し、又は発生のおそれがある、地方の静穏を害するおそれがあり、猟銃用火薬類等を消費することが適当でない認められるとき。
- (3) その他災害の発生防止又は公共安全の維持のため、特に必要があると認められるとき。

2 法第 45 条の規定により火薬類の運搬に関し緊急の措置をする必要があると認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 現に運搬し、又は運搬しようとしている火薬類が、運搬途中において自然爆発を起こすおそれがあることが判明したとき。
- (2) 現に運搬し、又は運搬しようとしている火薬類が、犯罪等に悪用されることが判明したとき。

(3) 現に運搬し、又は運搬しようとしている火薬類の通過地、到達地等に災害、暴動等の事態が発生し、又は発生のおそれがある、地方の静穏を害するおそれがあり、火薬類を運搬することが適当でないとき。

(4) その他災害の発生防止又は公共安全の維持のため、特に必要があるとき。

3 警察署長は、前2項各号のいずれかに該当し、緊急の措置をする必要があるときは、その状況を、直ちに生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。ただし、緊急を要し、報告するいとまのないときは、必要な措置をとった後、速やかに報告するものとする。

(事故等の報告)

第25条 警察署長は、法第46条第1項の規定による火薬類について災害が発生し、又は火薬類、譲渡許可証、譲受許可証若しくは運搬証明書を喪失し、若しくは盗取されたことの届出を受けたときは、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

2 警察署長は、火薬類を使用した犯罪の発生を認知したとき、又は事件を検挙したときは、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

(知事の意見聴取)

第26条 生活安全企画課長又は警察署長は、法第52条第1項に規定する意見聴取に対する調査の結果について、細則第14条の火薬類譲渡・譲受・消費に関する意見書の例に準じた書面により警察本部長に報告するものとする。

(知事等からの通報)

第27条 生活安全企画課長は、知事又は四国運輸局長（以下「知事等」という。）から、法第52条第2項又は第3項の規定による火薬類の製造の許可、販売の許可、譲渡若しくは譲受の許可、消費の許可又は廃棄の許可、火薬庫の設置の許可等に関し書面による通報があったときは、火薬類の譲渡、譲受、消費又は廃棄の許可に係るものを除き、別記様式第6号の通報受付簿に必要な事項を記載した上、当該通報の書類を編さんし、保存するものとする。この場合において、当該通報の書類の写し（火薬類の譲渡、譲受、消費又は廃棄の許可にあっては、通報の書類）を関係する警察署長に送付するものとする。

2 警察署長は、前項の規定により通報の書類又はその写しの送付を受けたときは、通報受付簿に必要な事項を記載した上、当該書類を編さんし、保存するものとする。

(知事等に対する措置要請)

第28条 生活安全企画課長又は警察署長は、法第52条第4項の規定により、火薬類の製造、販売、貯蔵その他の取扱いに関し、公共安全の維持のため、知事等に対し、必要な措置をとることを要請する必要があるときは、細則第15条の措置要請書の例に準じた書面により警察本部長に報告するものとする。

(審査請求等の教示)

第29条 申請に対する処分又は火薬類の取扱者等に対する不利益処分を書面により行う場合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項又は行政事件訴訟法

(昭和 37 年法律第 139 号) 第 46 条第 1 項の規定による教示は、当該書面の余白に記載して行わなければならない。この場合において、行政不服審査法第 82 条第 1 項の規定による教示は、香川県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成 28 年香川県公安委員会規則第 3 号）第 26 条に規定する教示文を記載して行うものとする。

(受領書の取扱い)

第 30 条 生活安全企画課長又は警察署長は、申請人又は火薬類の取扱者等に対し、公安委員会が発する書面を交付する場合において、必要があると認めるときは、別記様式第 7 号の受領書の例により受領書を徴するものとする。この場合において、申請に対する処分又は不利益処分書の交付に係る受領書は、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(手数料)

第 31 条 警察署長は、香川県警察関係手数料条例（平成 12 年香川県条例第 4 号）別表第 3 に規定する事務の手数料を、同条例第 3 条に規定する納入方法により徴収し、香川県証紙条例施行規則（昭和 39 年香川県規則第 23 号）及び香川県警察証紙収納事務取扱規程（平成 12 年香川県警察本部告示第 2 号）の規定により収納するものとする。

(報告)

第 32 条 警察署長は、提出を受けた申請及び届出に係る毎月の処理状況を、別記様式第 8 号の火薬類許可事務等処理状況報告書及び別記様式第 9 号の香川県公安委員会事務の専決処理表により、翌月 5 日までに生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に申請等がなされたものの取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 4 月 14 日本部訓令第 11 号）

この訓令は、平成 15 年 4 月 16 日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 30 日本部訓令第 12 号）

この訓令は、平成 16 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 17 日本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 17 年 11 月 17 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 25 日本部訓令第 16 号）

- 1 この訓令は、平成 19 年 4 月 25 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に提出されている銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）第 4 条の銃砲所持許可申請書、刀剣類所持許可申請書、猟銃等所持許可更新申請書、教習資格認定申請書又は練習資格認定申請書に係る銃砲刀剣類所持等取締法等に基づく事務の取扱いに関する訓令第 7 条第 1 項、第 16 条第 2 項又は第 20 条第 1 項の規定による審査及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和 41 年総理府令第 46 号）第 2 条の猟銃用火薬類等譲渡許可申請書、第 3 条第

1 項の猟銃用火薬類等譲受許可申請又は第 11 条第 1 項の猟銃用火薬類等消費許可申請書に係る火薬類取締法等に基づく事務の取扱いに関する訓令第 4 条、第 5 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の規定による審査は、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日本部訓令第 10 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 30 日本部訓令第 15 号）

この訓令は、平成 30 年 10 月 30 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号）

- 1 この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号）

- 1 この訓令は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。
- 2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

（別表及び別記様式 省略）